

第22回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

小売全面自由化等の詳細制度設計に当たり 検討すべき主要論点について

平成27年8月20日(木)

- 小売全面自由化等の詳細制度設計に当たり検討すべき主要論点リストは以下のとおりであるが、
「★」を付したものは、先行する電気の小売全面自由化の詳細制度設計における議論も参考として
つ、ガスの特性を十分に踏まえながら、効率的かつ丁寧に検討を進めることとしてはどうか。

【Ⅰ】ガス小売事業関係

- ★(1) ガス小売事業者の登録申請について
 - ① 登録申請書に記載すべき内容をどうするか。
 - ② 登録申請に当たっての添付書類をどうするか
- ★(2) ガス小売事業者の登録拒否・登録取消について
 - ① 第6条第1項第4号の具体的な判断基準をどうするか。
 - ② 第10条第1項第1号の具体的な判断基準をどうするか。
- (3) ガス小売事業者の変更登録・事業休廃止について
 - ① 変更登録を受けることを要しない「軽微な変更」の範囲をどうするか。
 - ② ガス小売事業者がガス小売事業を休廃止しようとする場合において、需要家に対してその旨を周知すべき時期及び周知の方法をどうするか。
- (4) ガス小売事業者の供給力確保義務について
 - ① 何をもって供給力確保義務が履行されていることとするか。
 - ② どのような場合に供給力確保命令を発動することとするか。
- (5) ガス小売事業者の供給計画について
 - ① ガス小売事業者が作成すべき供給計画の記載内容をどうするか。
- ★(6) ガス小売事業者の説明義務・書面交付義務について
 - ① ガス小売事業者等が需要家に対して説明すべき事項をどうするか。
 - ② ガス小売事業者等が需要家に対して説明する際に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
 - ③ ガス小売事業者等が需要家に対して説明する際の書面交付義務が免除される場合をどうするか。
 - ④ 書面交付に代替する情報通信技術を用いた方法(インターネット等)の具体的内容をどうするか。
 - ⑤ ガス小売事業者等が小売供給契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
 - ⑥ ガス小売事業者等が小売供給契約の締結後の書面交付義務が免除される場合をどうするか。
- ★(7) ガス小売事業者の業務改善命令について
 - ① 業務改善命令の具体的発動基準をどうするか。
- (8) 経過措置料金規制について
 - ① 経過措置料金規制が課される事業者の指定基準・指定解除基準をどうするか。

【Ⅱ】一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業関係

- (1) 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の定義について
 - ① 一般ガス導管事業から除かれる「経済産業省令で定める要件に該当する導管」をどうするか。
 - ② 特定ガス導管事業から除かれる「経済産業省令で定める要件に該当する導管」をどうするか。
- (2) 託送供給制度について
 - ★① 託送供給約款に記載すべき事項をどうするか。
 - ② 託送供給料金原価に含めるべき費用の範囲をどうするか。
 - ★③ 託送供給料金の算定・査定方法をどうするか。
 - ★④ 託送供給約款の変更認可申請命令・変更命令の発動基準(事後評価の在り方)をどうするか。
 - ★⑤ 現在の一般ガス事業者に対しては、施行日前に託送供給約款の認可申請を行うことを求めているところ、仮に原価洗い替えを求める場合には、どの事業者を対象とするか。
 - ★⑥ いわゆるパンケーキ問題をどうするか。
- (3) 承認事業者制度について
 - ① 託送供給約款の策定を不要とする承認基準をどうするか。
- (4) 同時同量制度について
 - ① 今後の同時同量制度の在り方をどうするか。
- (5) 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の供給計画について
 - ① 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成すべき供給計画の記載内容をどうするか。
 - ② 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が公表すべき供給計画の内容をどうするか。
- (6) ガス導管事業者の導管接続等に係る努力義務について
 - ① ガス導管事業者の努力義務(第85条第1項の「経済産業省令で定める措置」)の具体的内容をどうするか。
 - ② ガス導管事業者が導管接続に係る協議を求められた場合において、これを拒否することができる「正当な理由」の範囲をどうするか。

(次頁に続く)

(前頁『【Ⅱ】一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業関係』の続き)

- ③ 経済産業大臣が行う導管接続に係る協議の開始・再開命令の発動基準をどうするか。

★(7) 最終保障供給について

- ① 一般ガス導管事業者が最終保障供給を拒むことができる「正当な理由」の範囲をどうするか。例えば、一般ガス導管事業者の供給力不足時やガス小売事業者に対する不払い需要家に対して最終保障供給を拒むことは正当な理由に当たるか否か。
- ② 最終保障供給に係る妥当な料金水準をどうするか。

【Ⅲ】ガス製造事業関係

(1) ガス製造事業者の定義について

- ① ガス製造事業に該当することとなる要件(第2条第9項の「経済産業省令で定める要件」)をどうするか。
- ② いわゆる共同基地や複数の事業者が出資しているLNG基地等の場合、どの事業者をガス製造事業者として位置付けるか。

(2) ガス製造事業者の届出事項について

- ① ガス製造事業者が経済産業大臣に届け出るべき届出書の記載内容をどうするか。
- ② ガス製造事業者が経済産業大臣に届け出る際の添付書類をどうするか。

(3) ガス製造事業者のガス受託製造約款について

- ① ガス製造事業者がガス受託製造約款に記載すべき事項をどうするか。
- ② 経済産業大臣が行うガス受託製造約款の変更命令の発動基準をどうするか。
- ③ ガス製造事業者がいわゆるLNG基地の第三者利用を拒否することができる「正当な理由」の範囲をどうするか。

(4) ガス製造事業者の情報公開について

- ① タンクの容量等のほか、ガス製造事業者に公表させるべき事項をどうするか。
- ② 公表することを要さない「軽微な変更」の範囲をどうするか。

(5) ガス製造事業者の製造計画について

- ① ガス製造事業者が作成すべき製造計画の記載内容をどうするか。

【Ⅳ】その他

(1) ガス導管の整備促進措置について

- ① 需要調査費を託送料金で回収する仕組みなど、ガス導管の整備を促進するための託送供給制度の在り方等をどうするか。
- ② 全体最適的な導管整備方針の内容をどうするか。

(2) 二重導管規制について

- ① 今後の二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準をどうするか。

★(3) 新規参入者の存在を前提とした需要家情報システムについて

- ① スwitchングを円滑に進めるための仕組みをどうするか。(次段に続く)

(前段『【Ⅳ】その他』の続き)

★(4) 卸料金等の取引条件の監視について

- ① 卸料金等の取引条件をどのように監視していくか。
- (5) 施行時期について
 - ① 改正ガス事業法(小売全面自由化関係)の施行期日をどうするか。
- (6) いわゆる3社提案について

【Ⅴ】熱供給事業法関係

★(1) 熱供給事業者の登録申請について

- ① 登録申請書に記載すべき内容をどうするか。
- ② 登録申請に当たっての添付書類をどうするか

★(2) 熱供給事業者の登録の拒否について

- ① 熱供給事業者が満たすべき経理的基礎及び技術的能力の内容をどうするか。
- ② 第6条第1項第5号の具体的な判断基準をどうするか。

(3) 熱供給事業者の変更登録について

- ① 変更登録を受けることを要しない「軽微な変更」の範囲をどうするか。

(4) 熱供給事業者の事業休廃止について

- ① 熱供給事業者が熱供給事業を休廃止しようとする場合において、需要家に対してその旨を周知すべき時期及び周知の方法をどうするか。

★(5) 熱供給事業者の説明義務・書面交付義務について

- ① 熱供給事業者等が需要家に対して説明すべき事項をどうするか。
- ② 熱供給事業者等が需要家に対して説明する際に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
- ③ 熱供給事業者等が需要家に対して説明する際の書面交付義務が免除される場合をどうするか。
- ④ 書面交付に代替する情報通信技術を用いた方法(インターネット等)の具体的内容をどうするか。
- ⑤ 熱供給事業者等が熱供給契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
- ⑥ 熱供給事業者等が熱供給契約の締結後の書面交付義務が免除される場合をどうするか。

(6) 熱供給事業者の供給力確保義務について

- ① 何をもちて供給力確保義務が履行されていることとするか。
- ② どのような場合に供給力確保命令を発動することとするか。

(7) 経過措置料金規制について

- ① 経過措置料金規制が課される事業者の指定基準・指定解除基準をどうするか。

(8) 施行時期について

- ① 改正熱供給事業法の施行期日をどうするか。

ガス事業法関係

報告書における記載

(P13)

新規参入を促す観点からは過度に厳しい参入規制を設けるべきではないが、ガスの安定供給の確保と一般家庭を含む需要家利益の保護が重要であることから、ガス小売事業を営もうとする事業者に対しては、事業開始前に経済産業大臣の登録を受けることを求めることが適当である。

改正後のガス事業法における規定

(事業の登録)

第三条 ガス小売事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 ガス小売事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項
 - イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数
 - ロ 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力
- 四 他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項
- 五 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項
- 六 事業開始の予定年月日
- 七 その他経済産業省令で定める事項

改正後のガス事業法における規定

- 2 前項の申請書には、第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、ガス小売事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

※改正後のガス事業法第一百七十七条第一項においては、経済産業大臣がガス小売事業の登録をしようとする場合には、あらかじめ、「電力・ガス取引監視等委員会」（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

- ①登録申請書に記載すべき内容をどうするか。
- ②登録申請に当たっての添付書類をどうするか。

報告書における記載

(P13)

登録に際しては、小売供給するガスを確保する体制が整っているか、需要家の利益を害するおそれがないか、などガス小売事業者としての適格性を備えているか経済産業大臣が確認し、備えていなければ登録しないこととすべきである。また、登録後に適格性が失われたと判断された場合は、経済産業大臣が登録を取り消すこととすべきである。

改正後のガス事業法における規定①

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
 - 四 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

改正後のガス事業法における規定②

(登録の取消し)

第十条 経済産業大臣は、ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第三条の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第六条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

※改正後のガス事業法第一百七十七条第一項においては、経済産業大臣がガス小売事業の登録を取り消そうとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

①第6条第1項第4号の具体的な判断基準をどうするか。

②第10条第1項第1号の具体的な判断基準をどうするか。

- また、改正後のガス事業法においては、需要家の利益を確保するため、以下のとおり、ガス小売事業者がその供給力や需要を変更する場合には、原則として、経済産業大臣の変更登録を受けることを求めるとともに、ガス小売事業者が事業を休廃止しようとする場合には、あらかじめ、需要家に対して、その旨を周知することを求めているところである。

改正後のガス事業法における規定

(変更登録等)

第七条 ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～5 (略)

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第九条 (略)

2 (略)

3 ガス小売事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

※改正後のガス事業法第一百七十七条第一項においては、経済産業大臣が変更登録をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

- ①変更登録を受けることを要しない「軽微な変更」の範囲をどうするか。
- ②ガス小売事業者がガス小売事業を休廃止しようとする場合において、需要家に対してその旨を周知すべき時期及び周知の方法をどうするか。

報告書における記載

(P15)

ガス小売事業者が需要家に安定的にガスを供給することを確保するため、需要に応ずるために必要な供給能力の確保を義務付ける、いわゆる空売り規制を設けるとともに、どの地域でどの程度の量の小売供給を計画し、そのために必要なガスをどのように調達するかを事業計画等の形で経済産業大臣に提出することを求めることが適当である。

改正後のガス事業法における規定

(供給能力の確保)

第十三条 ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、ガス小売事業者がその小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、ガスの使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

検討すべき論点

- ①何をもって供給力確保義務が履行されていることとするか。
- ②どのような場合に供給力確保命令を発動することとするか。

報告書における記載

(P15)

ガス小売事業者が需要家に安定的にガスを供給することを確保するため、需要に応ずるために必要な供給能力の確保を義務付ける、いわゆる空売り規制を設けるとともに、どの地域でどの程度の量の小売供給を計画し、そのために必要なガスをどのように調達するかを事業計画等の形で経済産業大臣に提出することを求めることが適当である。

改正後のガス事業法における規定

(供給計画)

第十九条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間におけるガスの供給並びにガス工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（ガス小売事業者となつた日を含む年度にあつては、ガス小売事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

2～4 （略）

検討すべき論点

①ガス小売事業者が作成すべき供給計画の記載内容をどうするか。

報告書における記載

(P15)

ガス小売事業者には、小売契約を締結しようとする際に、料金その他の供給条件を書面により需要家に明確に説明することを求めることが適当である。説明すべき事項としては、①事業者の名称、②供給条件、③適用される料金、④事業者又は需要家が契約変更・解除を行う場合の条件、などが挙げられる。また、小売契約締結後に、事業者の名称、契約年月日及び供給条件等を記載した書面を交付するよう義務付けることが適当である。これらの書面交付は、インターネットなど情報通信技術を用いて行うことも可能とすべきである。

改正後のガス事業法における規定①

(供給条件の説明等)

- 第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。
- 2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

改正後のガス事業法における規定②

(書面の交付)

第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

検討すべき論点

- ①ガス小売事業者等が需要家に対して説明すべき事項をどうするか。
- ②ガス小売事業者等が需要家に対して説明する際に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
- ③ガス小売事業者等が需要家に対して説明する際の書面交付義務が免除される場合をどうするか。
- ④書面交付に代替する情報通信技術を用いた方法(インターネット等)の具体的内容をどうするか。
- ⑤ガス小売事業者等が小売供給契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
- ⑥ガス小売事業者等が小売供給契約の締結後の書面交付義務が免除される場合をどうするか。

※②の論点については、先般の法案審議においてその内容について質問があったところ。

- また、改正後のガス事業法においては、需要家の利益を確保するため、以下のとおり、ガス小売事業の運営が適切でない場合には、経済産業大臣がガス小売事業者に対して、業務改善命令を発動することを可能としているところである。

改正後のガス事業法における規定

(業務改善命令)

第二十条 経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2・3 (略)

※改正後のガス事業法第一百七十七条第一項においては、経済産業大臣がガス小売事業者に対して業務改善命令を発動しようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

①業務改善命令の具体的発動基準をどうするか。

※業務改善命令に係る規定については、ガス小売事業者のほか、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者についても措置していることから、これらの事業者において同様の論点が存在。

報告書における記載

(P10)

地域独占が許可される小口需要家向けの小売料金が適正な事業報酬も含めた額として認可されるにもかかわらず、他のエネルギーとの競争があるため、自ら値上げを申請せず、経常損益が赤字になる、あるいは債務超過に陥っている一般ガス事業者も存在する。このように、都市ガス事業だけを視野に入れて独占的地位に乗じた不当な料金設定を防ぐ料金認可制度が形骸化し、行政手続の負担だけが残る場合には、需要家の利益に資することになっていないという指摘もある。

(P14)

経過措置の対象事業者は、各地域でのLPガスやオール電化など他のエネルギーとの競争状況を個別具体的に評価した上で指定する。

公営事業者については、地方公営企業法において、その料金は、公正妥当かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。また、その予算は毎事業年度、議会の議決を経ることとされ、運営は議会により監視されている。このため、規制なき独占による不当な値上げの蓋然性は小さいと考えられることから、経過措置の対象外とする。

対象事業者の具体的な指定基準については、原則として現行の供給区域内の都市ガス利用率（注）が75%程度以上という基準で区切り、対象となる事業者を限定的なものとすべきとの意見や、都市ガス利用率を指標として用いる場合、現行の供給区域内で直着に近い状態になれば当該区域内の平均的な競争状態を示す指標とは言い切れず、対象事業者や対象地域についてきめ細かく判断していくべきとの意見があった。（次頁に続く）

報告書における記載

こうした意見を踏まえつつ、本来、需要家の利益の向上を目指す小売全面自由化の実施が、規制なき独占による不当な値上げにより需要家の利益を害する事態を生じさせることがないよう、現行の供給区域内での競争状況を個別具体的に分析しつつ、きめ細かく判断していくことが適当である。

(注)都市ガス利用率は、(ガス供給契約を締結している利用者数(調定数))／(現行の供給区域内世帯数)、で算出。

改正法における規定

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

附則第二十二条 みなしガス小売事業者 (附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。) は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者 (第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。) 間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの (以下「指定旧供給区域等」という。) における一般の需要であって次に掲げるものの以外のもの (次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。) に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給 (以下「指定旧供給区域等小売供給」という。) を拒んではならない。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。

改正法における規定

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款)

附則第二十四条 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域等小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※旧簡易ガス事業者についても、附則第二十八条及び第三十条において同様の規定あり。

※改正後のガス事業法第一百七十七条第一項においては、経済産業大臣が指定旧供給区域等の指定をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

①経過措置料金規制が課される事業者の指定基準・指定解除基準をどうするか。

※この論点については、以下のとおり、先般の法案審議において質問があったところ。

衆議院 経済産業委員会 平成27年4月22日

○渡辺（周）委員 （中略）まず一つ伺いたいのは、料金規制というのはどの事業者に適用されるかということを明らかにしていただきたい。そして、競争の進展状況を確認というんですけれども、その判断基準というのは、どこをもってして進展状況が行われている、つまり競争が行われていると確認できるのかどうか。その二点についてお尋ねをしたいと思います。

○多田政府参考人 まずは、経過措置としての小売料金規制がどの事業者に適用されるのかという点でございます。

法律の中では、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内または供給地点のガスの使用者、ユーザーの利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして大臣が指定する、こういった考え方を記させていただいております。

(次項に続く)

衆議院 経済産業委員会 平成27年4月22日

具体的には、私ども、都市ガス事業者が現下に置かれている状況の中で、小売事業者間の競争状況、特にLPガスあるいはオール電化、こういった他のエネルギーとの競争状況を個別具体的に評価した上で、大臣の指定が必要かどうか、こうしたものを判断していこうかと思っております。

具体的に、審議会の中では、例えば原則として現行の供給区域内の都市ガス利用率が七五％程度、こういった基準で区切ったらどうかといったような御意見もいただいております。そうしたことも参考にしながら、今後、専門家等によって構成されます審議会できちんと議論をしていきたいと思っております。

それからもう一点、解除の際の競争の進展状況という点についての御質問でございました。この点につきましても、今申し上げたような事情がなくなったということが認められた場合に解除されるわけでございます。

こうした場合に何を考えるかという点について申し上げますと、新規参入事業者による供給量の状況、あるいは他のガス事業者の参入の状況、さらには既存のガス事業者が提供いたします料金メニュー、経過措置としての料金メニューではなく、事業者がみずからアイデアを出します自由料金メニュー、こちらの方を選択する消費者の割合など、競争の進展状況というものを慎重に見きわめていく必要があるかと思っております。

加えまして、料金の状況、あるいは需要家の方々の認知度、こういったものも重要であろうかという点は考えております。

報告書における記載

(P12)

他方、現行の一般ガス事業及びガス導管事業の導管部門については、小売全面自由化後は、引き続き託送供給義務を課し、ガス小売事業に参入する誰もが公平・透明な条件により導管を利用できる環境を整備する必要がある。

ただし、現行の一般ガス事業者の導管部門は、都市部を中心に面的に張り巡らされた低圧導管を含む導管網を維持・運用しており、その供給先は家庭用など小口利用者を始め極めて多数にわたる一方、現行のガス導管事業者は、線状に敷設された中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しており、その供給先はガス事業者への卸や工場などの大口需要家に限られる。

こうした事業実態の違いを踏まえ、低圧導管を含む導管網を維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「一般ガス導管事業」、中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「特定ガス導管事業」と分けて整理し、それぞれの特徴を踏まえて参入規制、託送供給条件、最終保障サービス等の制度設計を行うことが適切である。

改正後のガス事業法における規定①

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6 この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。

7 この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいう。

8 この法律において「特定ガス導管事業者」とは、第七十二条第一項の規定による届出をした者をいう。

9～13 (略)

改正後のガス事業法における規定②

(事業の許可)

第三十五条 一般ガス導管事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(事業の届出)

第七十二条 特定ガス導管事業（一般ガス導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行うものを除く。以下この節において同じ。）を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給地点

四 特定ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

五 事業開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

2～9 (略)

※改正後のガス事業法第百七十七条第一項においては、経済産業大臣が一般ガス導管事業の許可又は特定ガス導管事業の届出に係る変更命令をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

①一般ガス導管事業から除かれる「経済産業省令で定める要件に該当する導管」をどうするか。

※現在の一般ガス事業者の導管部門が一般ガス導管事業者に該当することが原則ではあるものの、例えば、プロパンストレートの一般ガス事業者など、簡易ガス事業者と事業実態に差異がない一般ガス事業者の取扱いをどうするか。

②特定ガス導管事業から除かれる「経済産業省令で定める要件に該当する導管」をどうするか。

報告書における記載

(P16)

小売全面自由化を実施する場合、供給約款料金の認可制は廃止されることとなる。一方、一般ガス導管事業については、その供給区域内における導管敷設について実質的な地域独占を認めること、その導管網は小口需要家を始め幅広い需要家に直接供給するために一体的に維持・運用されるものであることから、国が託送供給料金等の条件について適切性を厳格に確認する必要がある。このため、託送供給約款は経済産業大臣の認可制とし、値下げ時は事業者に対する効率化へのインセンティブ付与の観点や速やかな実施を図る観点から届出制にすることが適当である。

特定ガス導管事業については、託送供給料金等の供給条件について公平性・透明性を確保する必要がある一方、その導管による供給先は実質的に卸や工場等の事業者となる。このため、託送供給約款は経済産業大臣への届出制とし、その内容が著しく不適当と認める場合には経済産業大臣が変更を命ずることができる制度とすることが適当である。

(P31)

託送供給料金については、ガス小売事業に参入する全ての事業者、さらに全てのガス利用者にとって、公平・透明・中立であり、かつ納得感が得られるものであることが必要、との意見があった。こうした観点に立ち、託送供給料金の公平性・妥当性、具体的には、託送供給原価の算定の基礎となる各費目に係る、算定方法の適正性及び内容の妥当性等について、精査の在り方を、法的分離の実施の有無にかかわらず早期に検討し、実施すべきである。

改正後のガス事業法における規定

(託送供給約款)

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～13 (略)

(託送供給約款に関する命令及び処分)

第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

※改正後のガス事業法第百七十七条第一項においては、経済産業大臣が一般ガス導管事業者の託送供給約款の認可・変更認可申請命令・変更命令又は特定ガス導管事業者の託送供給約款の変更命令をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

- ①託送供給約款に記載すべき事項をどうするか。
- ②託送供給料金原価に含めるべき費用の範囲をどうするか。
- ③託送供給料金の算定・査定方法をどうするか。
- ④託送供給約款の変更認可申請命令・変更命令の発動基準(事後評価の在り方)をどうするか。
- ⑤現在の一般ガス事業者に対しては、施行日前に託送供給約款の認可申請を行うことを求めているところ、仮に原価洗い替えを求める場合には、どの事業者を対象とするか。
- ⑥いわゆるパンケーキ問題をどうするか。

※パンケーキ問題とは、託送供給を行う際、供給区域をまたぐごとに託送供給料金が課金される仕組みをいう。

※上記の論点のうち、一部のものは、特定ガス導管事業者についても同様の論点あり。

※⑥の論点については、以下のとおり、先般の法案審議において指摘があったところ。

衆議院 経済産業委員会 平成27年5月15日

○福島委員 (中略) つまり、JRと私鉄を乗り継ぐとそれぞれの運賃がかかるのと同じように、(中略) 乗りかえるごとに料金が加算されていきます。

電気はそうっていないんですね。電気は振りかえ供給という制度があって、例えば東京電力管内から関西電力管内まで電気を送る場合でも、東京電力管内で東京電力だけの線を使う場合でも、料金は定額なんですね。

ガスもやはりそういうことをしないと、これから導管の開放というものをやるわけですから、特にガス会社は供給区域が細かく分かれていて、お互いがつながれて、隣の隣の隣の隣というところをやると、三つも四つもガス会社を通じないと目的地まで到達しない場合がありますので、そうした点、これは法律でできるのか、政省令でできるのかわからないですけれども、何か工夫するつもりはおありでしょうか。

(次項に続く)

衆議院 経済産業委員会 平成27年5月15日

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、電気の方にはそれがないという御指摘でございます。これもかつてはあったわけでありまして、この問題を電気については、平成十七年だと思っておりますが、解消したところでございます。

電気の事業におきましては、全国を網羅する送配電網がございまして、どちらからでも双方向に電力の融通が想定されるということでございまして、遠隔地の発電所からの電力流通を活性化するためにはこのパンケーキ構造というものを解消しなければならない、このように考えたわけでございます。

他方、ガス事業につきましては、これまでもこの場でも議論されておりますけれども、導管網がなかなかつながっていない、こういう状況でございます。したがって、ガスの流れがどうしても沿岸部のLNGの基地から需要地への一方方向であるということでございまして、双方向の融通も限られているという状況認識のもとに、これまでパンケーキ構造の解消というものを行ってきていないという状況にあります。

今回の法案では、導管がなかなか結ばれていないという状況認識に立ちまして、全てのガス導管事業者には導管の相互接続に係る努力義務を課すということをしていただきました。それに加えて、それがなかなかうまくいかない場合ということを想定しまして、国が導管整備に関しまして事業者間の協議の開始等を命令、裁定できる制度を創設する、これも盛り込んだところでございます。導管の整備が進むことによって、卸取引を広い地域で行うことが可能となるというふうになっています。

私ども、御指摘のパンケーキの問題が、広域的なガスの流通の妨げになるということがあってはならないというふうに考えております。したがって、こうした問題認識に立ちまして、ガス導管網の整備の状況も見据えながら、パンケーキ構造の見直しについても必要性があるか否か、研究していきたいと思っています。

報告書における記載

(P17)

現行法では、託送供給に係る需要が想定されない、又は著しく少ないことが客観的に明らかである場合、予め経済産業大臣の承認を受ければ、託送供給約款を制定することを義務づけないこととしている。この承認事業者制度は維持することが適当である。

改正後のガス事業法における規定

(託送供給約款)

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～13 (略)

※特定ガス導管事業についても、第七十六条において同様の規定あり。

※改正後のガス事業法第一百七十七条第一項においては、経済産業大臣が一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対して、託送供給約款策定不要の承認をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

①託送供給約款の策定を不要とする承認基準をどうするか。

現行のガス事業法における規定

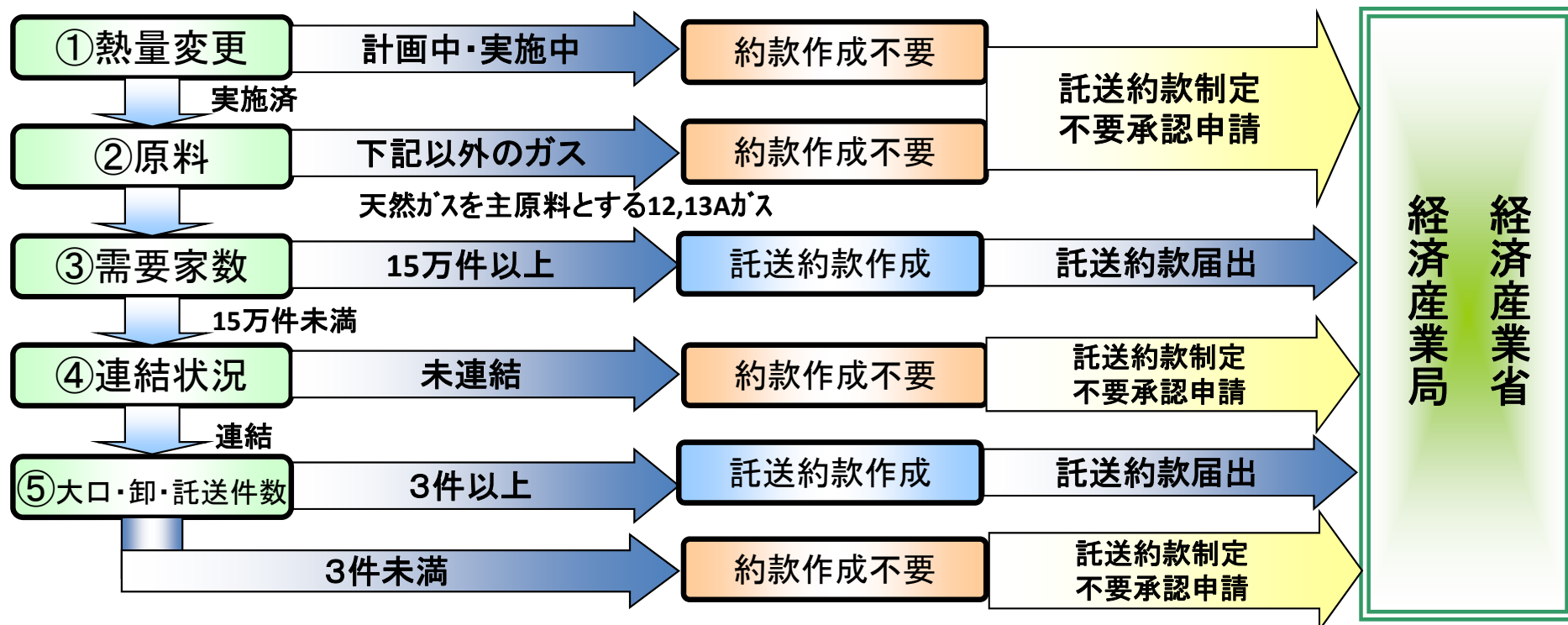
(託送供給)

第二十二條 一般ガス事業者は、託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～6 (略)

※ガス導管事業についても、第三十七條の八において第二十二條を準用。

具体的な判断基準



報告書における記載

(P18, 19)

現行法の同時同量制度では、導管網の運用に支障を与えない範囲で託送供給を認める観点から、託送供給は導管からのガス払出し量と導管への受入れ量の乖離を1時間当たり10%以内とし(通常の同時同量制度)、ただし、年間ガス使用量が100万 m^3 未満の託送供給においては、計測コストの負担軽減のため、事前に想定された払い出し計画値を実際のガス払い出し量とみなすことができる(簡易な同時同量制度)。

しかしながら、同時同量制度はガス導管の圧力維持にとって絶対的な手段ではないとの意見や、導管の貯蔵機能についてガス会社も新規参入者も公平に利用できる仕組みが必要との意見、また、更なる競争活性化を目指し、現在の運用を抜本的に変えることも検討すべきとの意見があった。小委員会において、大手ガス事業者3社から、後述のとおり、新たな託送供給方式として、小口の託送供給について通常の同時同量制度より注入オペレーションが容易になり、通信設備のコスト負担も軽減するものとして「プロファイリング託送方式」、導管の公平利用の観点から全ての小売事業者に等しいオペレーションを求めるものとして「ロードカーブ託送方式」の2つの新たな運用案が提案され、託送供給利用者と議論してその提案内容を深めていく旨が表明された。

現行の同時同量制度については、こうした小委員会での意見や大手ガス事業者3者からの提案も踏まえ、ガス小売事業に参入する全ての事業者にとって公平・透明・中立な制度とするため、抜本的な見直しを行うこととし、早急に具体的検討を進め、小売全面自由化の実施を待たずに早期に結論を得て必要な措置を講ずるべきである。

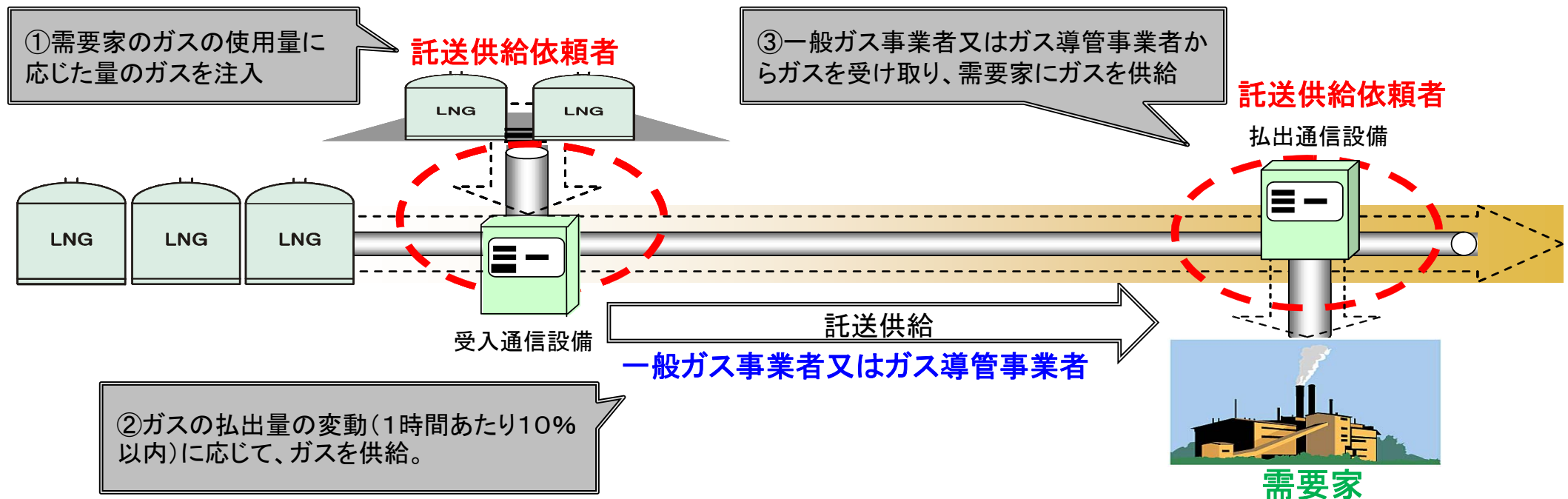
検討すべき論点

①今後の同時同量制度の在り方をどうするか。

原則的な同時同量制度

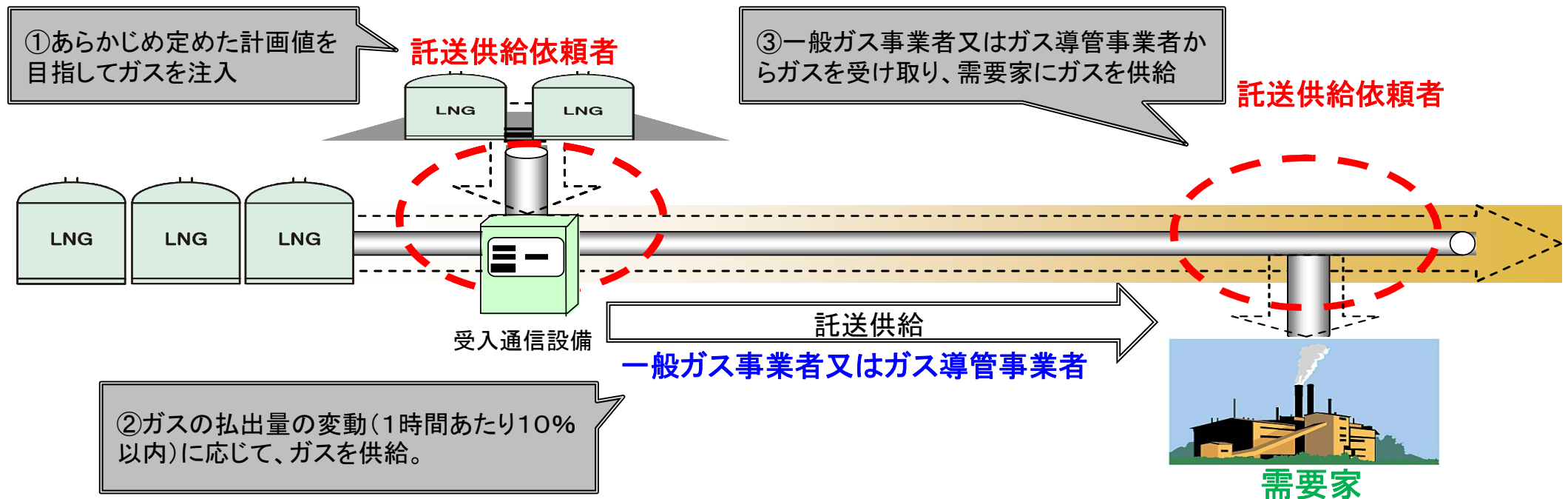
○託送供給とは、現行のガス事業法第2条第12項において、「ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れたガス事業者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと」と定義されている。

○「経済産業省令で定める範囲内」とは、ガス事業法施行規則第4条の2第1項において、他の者から受け入れるガスの量と当該他の者に供給するガスの量の乖離率が1時間あたり10%以内であることとされている。託送供給依頼者は、このような変動の範囲内で、需要家のガスの使用量に応じて導管にガスを注入することが求められている。



簡易な同時同量制度

○「経済産業省令で定める範囲内」とは、ガス事業法施行規則第4条の2第2項において、10万 m^3 以上100万 m^3 未満の大口供給又は低圧によるガスの供給である場合に限り、他の者から受け入れるガスの量と当該他の者と供給を約したガスの量(計画値)の乖離率が1時間あたり10%以内であることとすることができるとされている。したがって、この場合、託送供給依頼者は、実際の需要家のガスの使用量の変動に関わらず、予め計画した量に従ってガスを注入すれば足りる。

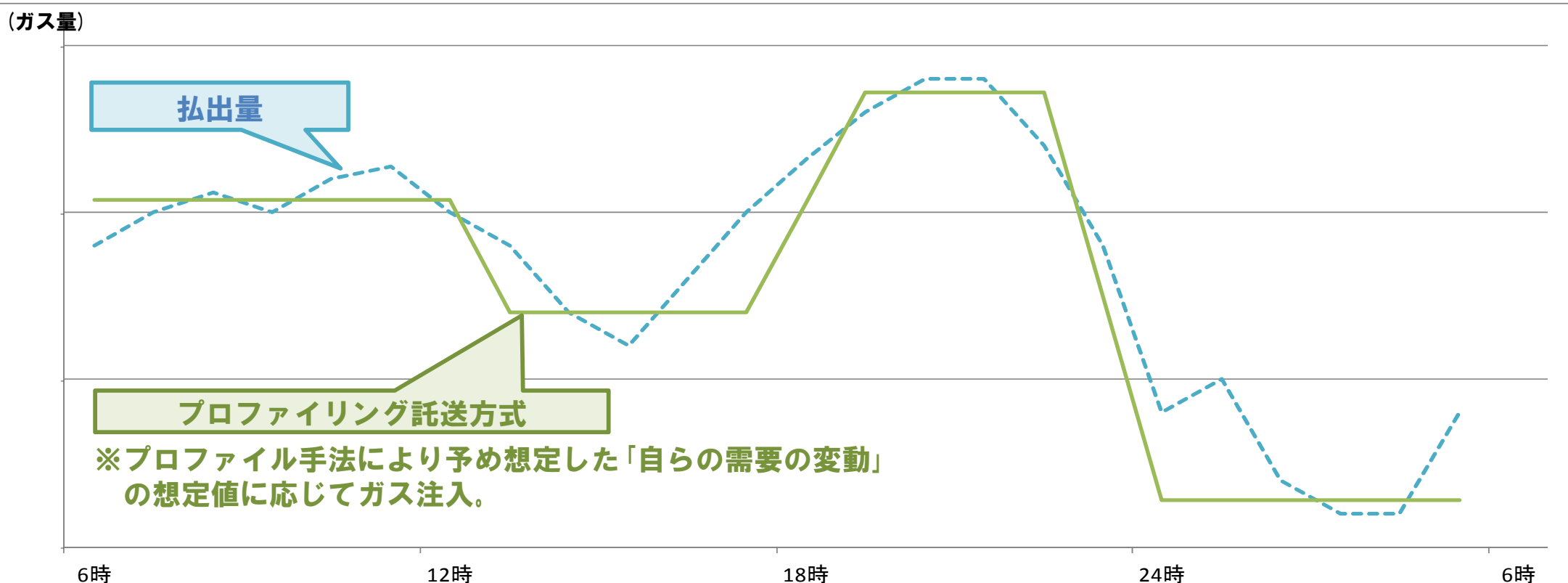


1. 自主的な取組み（②託送供給の新たな方式のご提案）

第17回ガスシステム改革小委員会資料9より抜粋

- 託送制度の更なる利便性向上の観点から、小口の託送について、「通常の同時同量方式」よりも注入オペレーションが容易となり、通信設備のコスト負担も軽減する「プロファイリング託送方式」を提案。

プロファイリング託送方式



託送範囲拡大に伴うプロファイリング託送方式採用³¹

第15回ガスシステム改革小委員会資料5より抜粋

【内容】

- 小口部門への託送範囲の拡大に伴い、新たな託送方式の検討要。
- 小口の託送について、払出量は、個別件名単位に実使用量を実測せず、需要群ごとに一定程度をまとめた需要想定値とし、注入量は、時間ごとの需要想定値に基づく、「プロファイリング託送方式」を採用。

【効果】

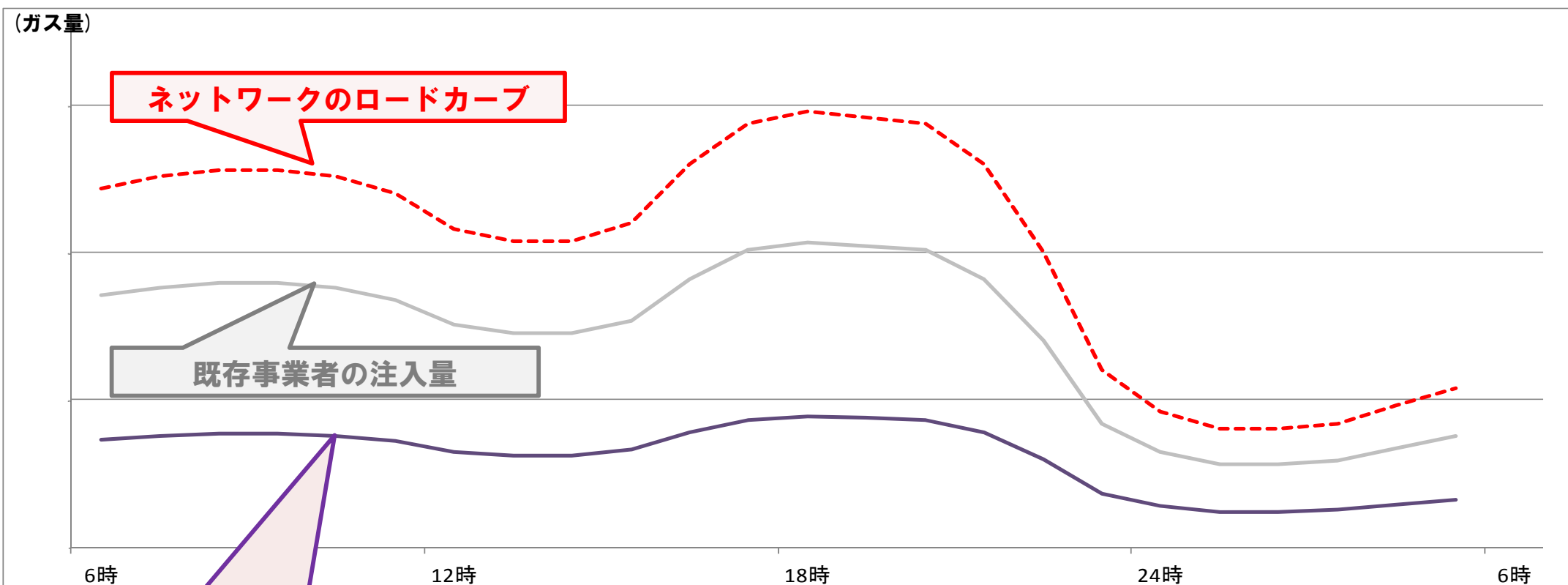
- 新規参入者は、前日までに決定した計画数量どおりに注入すれば、実際の払出量とみなすため、この限りにおいて、実需（需要側）との「時間別」「日別」のインバランス精算は発生しない。
 - この結果、新規参入者は、刻々と変化する需要に対応して注入する必要がないため、注入オペレーションは極めて容易となる。また、同時同量の計測に係るコスト負担も軽減される。
 - 実際に発生する時間インバランスは、自社の小売部門がサポート。
- ※ 新規参入者の数量割合が一定規模以上となり、ネットワークに影響が生じる場合、別方式の検討が必要であるが、当面、本方式で開始可能か検討。

1. 自主的な取組み（②託送供給の新たな方式のご提案）

第17回ガスシステム改革小委員会資料9より抜粋

- 一方、新規参入者の求める導管の公平利用の観点から、全ての小売事業者に等しいオペレーションを求める「ロードカーブ託送方式」を追加提案するもの。
- ネットワークロードカーブと新規参入者の注入量の両方を提示することで、新規参入者と既存事業者のイコールフットイングを確保する。

ロードカーブ託送方式



※導管事業者が「ネットワークの圧力・流量の変動」を勘案して策定したロードカーブに応じてガス注入。需給が変動した場合は、導管事業者の指示により計画を修正。

1. 自主的な取組み（②託送供給の新たな方式のご提案）

第17回ガスシステム改革小委員会資料9より抜粋

- 今回提案する「ロードカーブ託送方式」により導管の公平利用は確保。
- 一方、同方式は、託送利用者に「自らの需要」ではなく「ネットワークのロードカーブ」に合わせた注入を求めることになる。
- 以上を踏まえ、託送利用者と議論して、2つの提案を深めてまいりたい。

3社提案の比較

	通常の同時同量	プロファイリング託送方式	ロードカーブ託送方式
基本的な方式	自らの需要に合わせて注入		ネットワークのロードカーブに応じて注入
オペレーションの簡素化	「注入量(実績)」と 「払出量(実績)」の一致	「注入量(実績)」と 「払出量(計画)」の一致	「注入量(実績)」と 「注入量(計画)」の一致
貯蔵機能の公平利用	託送利用者は「払出量±10%」の範囲内で利用		全小売事業者が公平利用
通信設備の費用負担	託送利用者の特定負担	通信設備は不要	通信設備は不要 (必要に応じて導管事業者が設置)
インバランス調整と課金の公平性	一般ガス事業者(小売部門)が調整		全小売事業者が給ガス指令に協力
	託送利用者へ課金		全小売事業者へ課金

- また、改正後のガス事業法においては、一般ガス導管事業者の導管敷設計画等を経済産業大臣が適切に把握し、ガスの安定供給等を図る観点から、以下のとおり、一般ガス導管事業者の供給計画に係る規定が設けられているところである。

改正後のガス事業法における規定

(供給計画)

第五十六条 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における供給計画を作成し、当該年度の開始前に（一般ガス導管事業者となつた日を含む年度にあつては、一般ガス導管事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 (略)

3 一般ガス導管事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その供給計画のうち経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4・5 (略)

※特定ガス導管事業者についても、第八十一条において同様の規定あり。

検討すべき論点

- ①一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成すべき供給計画の記載内容をどうするか。
- ②一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が公表すべき供給計画の内容をどうするか。

報告書における記載

(P19)

地域の導管延伸や相互接続については、導管整備の主体となる事業者のみならず、それらの導管を利用する者の要望も反映することが重要である。例えば、ガス導管事業者A及びBの導管網について、その接続に係る効果及びコスト等を勘案すると接続することが望ましい場合であっても、どちらか一方の事業者が接続に応じない場合も想定される。また、ガス導管事業者A又はBの導管を通じてガスを卸し受けるガス事業者や利用者が、卸や小売供給の安定性向上や選択肢拡大の観点からこれらの導管の接続を希望する場合も考えられる。

電気通信事業法、鉄道事業法及び電気事業法には、ネットワークの延伸やネットワーク間の接続を促進する制度が設けられている。こうした事例を参考に、上記のような場合に、接続に係る効果及びコスト等を勘案し、国が関与してガス導管事業者間の連携を促すことができる制度を創設することが望ましい。

改正後のガス事業法における規定

(導管の接続に係る努力義務等)

第八十五条 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下この条において「ガス導管事業者」という。）は、他のガス導管事業者と相互に協力して、ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るための経済産業省令で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2 ガス導管事業者が他のガス導管事業者に対し導管の接続に関する協議を求めたときは、当該他のガス導管事業者は、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 経済産業大臣は、ガス導管事業者間において、その一方が導管の接続に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、又は協議が調わなかつた場合で、当該一方のガス導管事業者から申立てがあつたときは、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があると認められる場合を除き、当該他の一方のガス導管事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4～9 （略）

※改正後のガス事業法第百七十七条第一項においては、経済産業大臣が導管接続に係る協議の開始・再開命令をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

- ①ガス導管事業者の努力義務(第85条第1項の「経済産業省令で定める措置」)の具体的内容をどうするか。
- ②ガス導管事業者が導管接続に係る協議を求められた場合において、これを拒否することができる「正当な理由」の範囲をどうするか。
- ③経済産業大臣が行う導管接続に係る協議の開始・再開命令の発動基準をどうするか。

※①の論点については、先般の法案審議においてその内容について質問があったところ。また、大型の簡易ガス事業者に対しても導管接続等に係る努力義務を課すべきではないかとの指摘もあった。

報告書における記載

(P15, 16)

都市ガスの小売全面自由化の実施に際しては、安定的な供給を確保するため、前述のとおり、全てのガス小売事業者に供給力確保義務を課することが適当である。加えて、多様な事業者が参入することとなれば、例えば事業者が経営破綻により撤退してしまうなどの不測の事態も想定されることから、そうした事態においても需要家利益を保護し、ガスの供給が途絶する事態が生じないようにするため、一般ガス導管事業者の供給区域内においては、言わば緊急避難的な保護措置として最終保障サービスを設けることが適当である。

一方、緊急避難的な保護措置とはいえ、料金その他の供給条件について事業者が恣意的に定めるなど、需要家間で不公平な取扱いをすることがあってはならない。このため、料金その他の供給条件については、電気事業法と同様に、約款を定めて経済産業大臣に届け出るよう求め、その約款の内容が著しく不適切な場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとすべきである。(中略)一般ガス導管事業者をその供給区域内における最終保障サービスの義務主体とすることが適当である。

改正後のガス事業法における規定

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

2 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

(最終保障供給約款)

第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 (略)

※改正後のガス事業法第百七十七条第一項においては、経済産業大臣が最終保障供給約款の変更命令をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

- ①一般ガス導管事業者が最終保障供給を拒むことができる「正当な理由」の範囲をどうするか。例えば、一般ガス導管事業者の供給力不足時やガス小売事業者に対する不払い需要家に対して最終保障供給を拒むことは正当な理由に当たるか否か。
- ②最終保障供給に係る妥当な料金水準をどうするか。

報告書における記載

(P34, 35)

卸事業へ新規参入しやすい環境を整備し、卸取引の活性化を図る観点から基地の第三者利用を促進するため、LNG基地事業者(LNG基地を維持・運用するガス事業者、電気事業者、石油元売事業者等)に、事業開始時に事業者及び基地に係る情報等を届け出ることや設備の運用計画を毎年度届け出ること、基地の第三者利用条件を約款として定め、経済産業大臣に届け出るとともに公表すること、基地を第三者に利用させる場合には約款の条件によること、設備容量、現行の運用状況、将来の運用に関する予定等の情報を定期的に公表すること、基地事業に関して知り得た他の事業者及び基地利用者に係る情報の目的外利用を禁ずることを法律で義務付けることが適当である。

(中略)なお、容量が一定以下の基地、例えば大型タンカー1隻分に満たない小規模の基地(合計容量10万kl以下などの一次受入基地や二次基地)等については対象とせず、引き続き現行の適正取引指針に基づく自主的取組に委ねるべきである。

(中略)また、LNG基地事業者の詳細な制度設計については、当該LNG基地への出資者等の位置付けに留意して検討する必要がある。

改正後のガス事業法における規定

(定義)

第二条 (略)

9 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

10 この法律において「ガス製造事業者」とは、第八十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

(事業の届出)

第八十六条 ガス製造事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 ガス製造事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 液化ガス貯蔵設備にあつては、その設置の場所、種類及び容量

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2・3 (略)

検討すべき論点

①ガス製造事業に該当することとなる要件(第2条第9項の「経済産業省令で定める要件」)をどうするか。

②いわゆる共同基地や複数の事業者が出資しているLNG基地等の場合、どの事業者をガス製造事業者として位置付けるか。

報告書における記載

(P34)

卸事業へ新規参入しやすい環境を整備し、卸取引の活性化を図る観点から基地の第三者利用を促進するため、**LNG基地事業者**(LNG基地を維持・運用するガス事業者、電気事業者、石油元売事業者等)**に、事業開始時に事業者及び基地に係る情報等を届け出ること**や設備の運用計画を毎年度届け出ること、基地の第三者利用条件を約款として定め、経済産業大臣に届け出るとともに公表すること、基地を第三者に利用させる場合には約款の条件によること、設備容量、現行の運用状況、将来の運用に関する予定等の情報を定期的に公表すること、基地事業に関して知り得た他の事業者及び基地利用者に係る情報の目的外利用を禁ずること**を法律で義務付けることが適当**である。

改正後のガス事業法における規定

(事業の届出)

第八十六条 ガス製造事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
 - 三 ガス製造事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項
 - イ 液化ガス貯蔵設備にあつては、その設置の場所、種類及び容量
 - ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数
 - 四 事業開始の予定年月日
 - 五 その他経済産業省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 (略)

検討すべき論点

- ①ガス製造事業者が経済産業大臣に届け出るべき届出書の記載内容をどうするか。
- ②ガス製造事業者が経済産業大臣に届け出る際の添付書類をどうするか。

報告書における記載

(P34, 35)

卸事業へ新規参入しやすい環境を整備し、卸取引の活性化を図る観点から基地の第三者利用を促進するため、LNG基地事業者(LNG基地を維持・運用するガス事業者、電気事業者、石油元売事業者等)に、事業開始時に事業者及び基地に係る情報等を届け出ることや設備の運用計画を毎年度届け出ること、基地の第三者利用条件を約款として定め、経済産業大臣に届け出るとともに公表すること、基地を第三者に利用させる場合には約款の条件によること、設備容量、現行の運用状況、将来の運用に関する予定等の情報を定期的に公表すること、基地事業に関して知り得た他の事業者及び基地利用者に係る情報の目的外利用を禁ずることを法律で義務付けることが適当である。(中略)届け出られた約款が、基地利用者間での不当な差別的取扱いをするものであるなど不適切な内容である場合には経済産業大臣がその変更を命ずることができる制度とすることが適当である。

基地に十分な余力があり、他の事業者に利用させることが可能な状況にもかかわらず、基地事業者が正当な理由なく基地の利用を拒絶した場合には、経済産業大臣はその基地事業者に対し、基地を利用させることを命ずることができる制度とすることが適当である。

(中略)今後、料金算定ルールや情報開示、基地の余力の判断の在り方等について、事業者の安定供給や基地建設のインセンティブを損なわないことや、基地運用の実態等も踏まえて詳細な制度設計を進めるべきである。特に、基地の余力の判断は、基地事業者の主たる事業における安定供給を重視し、基地事業者の当該主たる事業に支障を来さない範囲とするとともに、基地建設のインセンティブを損なわないように行うべきである。

改正後のガス事業法における規定

(ガス受託製造約款)

第八十九条 ガス製造事業者は、ガス受託製造（他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。）に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、ガス受託製造約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該ガス製造事業者に対し、相当の期限を定め、そのガス受託製造約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係るガス受託製造約款によりガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 (略)

5 経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができる。

※改正後のガス事業法第百七十七条第一項においては、経済産業大臣がガス受託製造約款の変更命令又はガス製造事業者に対するガス受託製造命令をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

- ①ガス製造事業者がガス受託製造約款に記載すべき事項をどうするか。
- ②経済産業大臣が行うガス受託製造約款の変更命令の発動基準をどうするか。
- ③ガス製造事業者がいわゆるLNG基地の第三者利用を拒否することができる「正当な理由」の範囲をどうするか。

報告書における記載

(P34)

卸事業へ新規参入しやすい環境を整備し、卸取引の活性化を図る観点から基地の第三者利用を促進するため、LNG基地事業者(LNG基地を維持・運用するガス事業者、電気事業者、石油元売事業者等)に、事業開始時に事業者及び基地に係る情報等を届け出ることや設備の運用計画を毎年度届け出ること、基地の第三者利用条件を約款として定め、経済産業大臣に届け出るとともに公表すること、基地を第三者に利用させる場合には約款の条件によること、設備容量、現行の運用状況、将来の運用に関する予定等の情報を定期的に公表すること、基地事業に関して知り得た他の事業者及び基地利用者に係る情報の目的外利用を禁ずることを法律で義務付けることが適当である。

改正後のガス事業法における規定

(液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務)

第九十条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備の容量、当該ガス製造事業者が当該液化ガス貯蔵設備において貯蔵する当該ガス製造事業者の液化ガスの量の見通し、ガス発生設備の種類及び能力その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

2 ガス製造事業者は、前項の規定により公表した事項を変更した場合には、遅滞なく、その変更した事項を公表しなければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

検討すべき論点

- ①タンクの容量等のほか、ガス製造事業者に公表させるべき事項をどうするか。
- ②公表することを要さない「軽微な変更」の範囲をどうするか。

報告書における記載

(P34)

卸事業へ新規参入しやすい環境を整備し、卸取引の活性化を図る観点から基地の第三者利用を促進するため、LNG基地事業者（LNG基地を維持・運用するガス事業者、電気事業者、石油元売事業者等）に、事業開始時に事業者及び基地に係る情報等を届け出ることや設備の運用計画を毎年度届け出ること、基地の第三者利用条件を約款として定め、経済産業大臣に届け出るとともに公表すること、基地を第三者に利用させる場合には約款の条件によること、設備容量、現行の運用状況、将来の運用に関する予定等の情報を定期的に公表すること、基地事業に関して知り得た他の事業者及び基地利用者に係る情報の目的外利用を禁ずることを法律で義務付けることが適当である。

改正後のガス事業法における規定

(製造計画)

第九十三条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間におけるガスの製造並びにガス工作物の設置及び運用についての計画（以下この条において「製造計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（ガス製造事業者となつた日を含む年度にあつては、ガス製造事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

2～4 （略）

検討すべき論点

①ガス製造事業者が作成すべき製造計画の記載内容をどうするか。

報告書における記載

(P19, 20)

さらに、あるガス導管事業者が分断された導管網を接続することにより、分断されていた導管を保有する別のガス導管事業者が裨益する場合に、導管の接続に係る費用負担の在り方をガス導管事業者間で検討した結果、分断されていた導管網を保有する事業者も一部を負担することがありうる。このような場合には、例えば一部費用を負担するガス導管事業者の託送供給料金で回収する仕組みも考えられる。電気事業における地域間連系線の整備の検討も参考にしながら、今後詳細な制度設計を進めるべきである。

導管の延伸が小売及び卸の競争の促進や需要家の選択肢拡大、供給体制の強靱性の向上など、ガス事業者や需要家利益の増進に資する場合には、建設後一定期間について高めの事業報酬率を設定できる措置や、新たに敷設する導管の託送供給料金を他の導管と遜色ない水準に設定できるような託送供給料金の設定ルールの柔軟化措置、ガス導管事業者が導管敷設に先立ち、ガス小売事業者に潜在的な利用者の需要調査を依頼する場合、調査費用を託送供給料金で回収できる仕組み等を検討すべきである。また、全体最適的な導管整備方針の策定、ガス導管網整備と天然ガス火力発電所や天然ガスコージェネレーション等、沿線の天然ガス需要増加を一体的に進める方策や、導管敷設(陸上・海底)に係る規制緩和等についても引き続き検討すべきである。

検討すべき論点

- ①需要調査費を託送料金で回収する仕組みなど、ガス導管の整備を促進するための託送供給制度の在り方等をどうするか。
- ②全体最適的な導管整備方針の内容をどうするか。

※ガス導管網の整備促進の重要性及び国の関与の在り方については、先般の法案審議において指摘があったところ。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）における記載

（P132）

電力、ガス、熱供給に関するエネルギー市場の垣根を越えた一体的なシステム改革をスケジュール通り着実に推進するため、電力小売市場全面自由化（来年4月目途）及び送配電部門の法的分離（2020年4月）、ガス小売市場全面自由化（2017年目途）及びガス大手3社の導管部門の法的分離（2022年4月）、熱供給事業の自由化（来年目途）について、必要な省令の制定作業等の準備を進める。あわせて、これらの改革により自由化される市場が適切に機能するよう、独立性と高度の専門性を有する電力・ガス取引監視等委員会の設立準備を進める。また、天然ガスパイプラインの整備の在り方について速やかに検討を進め、早期に取りまとめる。

天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書（平成24年6月）における記載

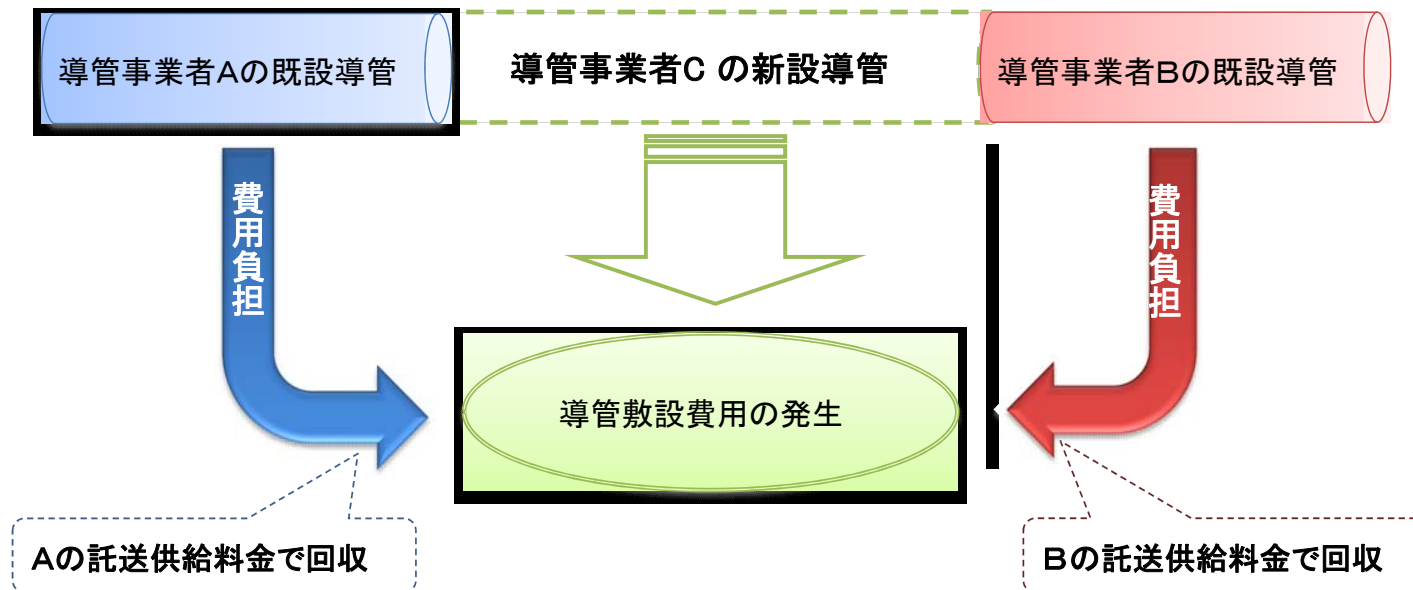
（P18）

我が国全体における全体最適の観点からの天然ガスパイプライン整備の方針・考え方が存在していなかったことは、今後の天然ガスシフトを支える上では十分とは言えない我が国の供給体制の現状を招いた大きな要因の一つと考えられる。前述の広域天然ガスパイプライン等整備の意義にかんがみれば、今後は、国が全体最適的な整備方針（以下「整備基本方針」という。）を策定し、それに基づいて、民間事業者が整備を行っていくべきである。

報告書における記載

(P19)(再掲)

あるガス導管事業者が分断された導管網を接続することにより、分断されていた導管を保有する別のガス導管事業者が裨益する場合に、導管の接続に係る費用負担の在り方をガス導管事業者間で検討した結果、分断されていた導管網を保有する事業者も一部を負担することがありうる。



※導管事業者Cの新設導管により裨益する導管事業者A及びBも敷設費用を負担

報告書における記載

(P18)

既存導管網の効率的活用を図り導管利用者全体での導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網整備を促すとの二重導管規制の趣旨は、小売全面自由化を実施した場合でも必要であり、引き続き本規制は維持することが適当である。他方、現行の類型化による変更・中止命令の判断基準は、予見性は高い一方、新規参入を過度に規制しており緩和すべきとの意見や、需要家の利益を相当過度に害することにならない限り発動すべきではないとの意見があった。

また、電気事業者のLNG基地周辺で敷設されている発電用ガス導管を活用すれば需要家が安価な未熱調ガスを利用可能となる地域においては、未熱調ガスの柔軟な利用を図るために二重導管規制の運用を大幅に緩和すべきとの意見があった。(中略)

以上の意見も踏まえ、変更・中止命令の判断基準について、抜本的な見直しを行うこととし、既存導管網の有効活用と需要家の選択肢拡大の観点から、小売全面自由化の実施を待たずに早期に結論を得て必要な措置を講ずるべきである。

検討すべき論点

①今後の二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準をどうするか。

現行の判断基準

- ガス導管事業者が自らの導管で新たに供給しようとする利用者と一般ガス事業者の既設導管網の関係に係る類型

一般ガス事業者供給区域内		LNG基地近傍
類型A ■ 既存本支管から分岐して需要家にガスを供給できる状態にある(本支管等の延伸・増強が必要ない)ケース 需要家A 本支管等(余力有り) □ 原則として、届出に対する変更又は中止命令を発動するものとする		新規参入者のLNG基地の近傍において、公道や河川、港湾等の地形によって区分された一区画とみなせる地域内の需要家に対しては、類型A・B・Cの判断基準にかかわらず、新規参入者の導管によるガス供給を可能とする
類型B ■ 既存本支管から分岐して需要家にガスを供給できる状態にあるが、余力がないなどの理由により本支管等の設備増強が必要なケース 需要家A 本支管等(要増強) □ 原則として、届出に対する変更又は中止命令を発動するものとする		電気事業用導管等から直着で供給可能な新規需要
類型C ■ 本支管等の延伸を要するケース 需要家A 本支管等(要延伸) □ 原則として届出に対する変更又は中止命令は発動されないものとする		現に電気事業の用に供されている発電用導管、一般ガス事業者向け卸供給の用に供されている導管から直着で供給が可能な需要であり、新規需要に対しては、類型A・B・Cの判断基準にかかわらず、新規参入者の導管によるガス供給を可能とする

報告書における記載

(P39)

加えて、一般家庭等の小口部門においても新規参入を可能とするためには、例えば、新規参入者の存在を前提とした需要家情報システムを新たに構築する必要があるなど、ガス事業者においても相当程度の環境整備を要する。

検討すべき論点

①スイッチングを円滑に進めるための仕組をどうするか。

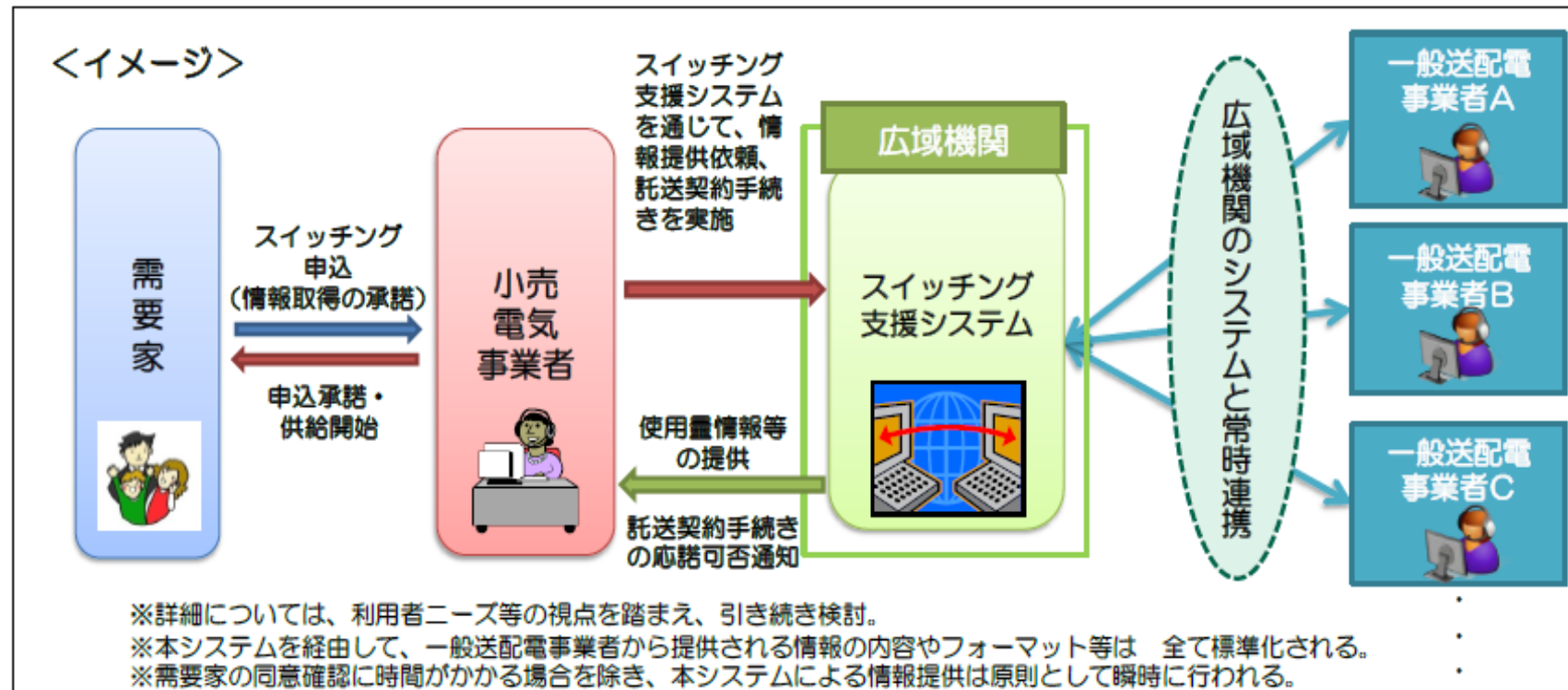
※この検討を進めるに当たっては、ガスには電気の広域的運営推進機関に相当する組織が存在しないこと、各一般ガス事業者の導管網は必ずしも連結されている訳ではないこと、現在の一般ガス事業者の多くは中小事業者であることなどのガスの特性や、費用対効果にも十分配慮すべきではないか。

＜平成26年7月30日 第7回制度設計WG資料より抜粋＞

＜参考＞「スイッチング支援システム」の概要

22

- ✓ 「スイッチング支援システム」は、①一般送配電事業者側のシステムと連携して需要家情報を検索する機能である「共通情報検索機能」と、②小売電気事業者がスイッチング手続きを行う際、一元的かつシームレスな託送契約手続を可能とする機能である「託送異動業務機能」を備え、円滑かつ効率的なスイッチング手続きの実現を目指す。



なお、今後、スイッチングに限らず、小売電気事業者と一般送配電事業者の間で日常的にやり取りされる情報（スマートメーターから得られる30分使用量情報や託送料金の請求に関する情報等）についても、小売電気事業者に対する円滑な情報提供の在り方について、検討を行う。

報告書における記載

(P35)

現状では、卸供給を受ける事業者にとって、卸供給元の選択肢が限られる場合もある中、適正な卸取引を確保する観点から、国が卸料金等の取引条件を監視することを検討する。具体的には、同様の需要形態を有する大口需要家に対する小売料金に比べ高い卸料金を設定する場合がないか必要に応じて調査し、改善を求めることが考えられる。

検討すべき論点

①卸料金等の取引条件をどのように監視していくか。

※この論点については、先般の法案審議において質問があったところ。

報告書における記載

(P39)

ガスの小売全面自由化の実施に当たっても、ガス小売事業及びガス導管事業の基本的な制度設計が共通していることから、電気事業と同様の考え方に基づき、必要な準備期間を想定し、平成29年を目途に実施することが適当である。

改正法における規定

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに…(中略)の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

六～八 (略)

※平成二十七年六月二十四日公布

検討すべき論点

①改正ガス事業法(小売全面自由化関係)の施行期日をどうするか。

※この論点については、先般の法案審議において質問があったところ。

- これまでのガスシステム改革小委員会においては、導管利用の公平性及び利便性向上を図るため、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手3社から、以下の提案がなされたところであり、今後はこれらの3社提案について、行政としても引き続きフォローアップしていくことが必要ではないか。

報告書における記載

(P27、28)

(ア)新たな同時同量方式の導入

小口の託送供給について通常の同時同量より注入オペレーションが容易になり、通信設備のコスト負担も軽減する「プロファイリング託送方式」、及び導管の公平利用の観点から全てのガス小売事業者に等しいオペレーションを求める「ロードカーブ託送方式」の導入に向け、託送利用者との議論を通じ検討を進める。

(イ)託送供給検討受付センター(仮称)の開設:平成27年4月予定

自社小売部門及び新規参入者からの供給検討依頼について受付する窓口を一本化。社内外を問わず受付順に対応し、台帳により受付日と回答日を記録・保存する。新規参入者から要請があれば進捗状況を開示する。また、供給検討の平均所要日数をホームページ上で公開する。なお、小売全面自由化を実施すれば、その内容を小口分野にも拡大する。

(ウ)需要家情報開示センター(仮称)の開設:平成27年4月予定

自社小売部門及び新規参入者からの導管部門の需要家情報の開示請求について受付する窓口を一本化。情報開示請求を書面にて受け付け、需要家の承諾の上、請求者に対して当該需要家に関する情報(託送料金相当額、需要実績)を開示するための窓口を創設する。

報告書における記載

- (エ) 託送検討ルールの改善及び公表内容の拡充：小売全面自由化実施時期の半年前予定
託送供給の検討料については、現行の一律的な体系から、接続形態や託送検討の内容によって、より実務負担を反映したきめ細かな料金体系へと移行。加えて、現行小口分野を含めた託送供給検討料の体系整備を行うとともに、ホームページ上で検討料体系を常時公表する。
- (オ) 託送収支の公表様式の追加、検証等による透明性向上：平成27年度実績分から実施予定
託送収支計算書を公表する際に、収益及び費用ともに自主的な公表様式を追加。現行の規則では求められていない、公認会計士による託送収支計算書の検証等、透明性向上の取組を検討する。
- (カ) 継続的・包括的に託送供給制度を改善するための、ガス導管事業者・ガス小売事業者が参加する検討会の創設：平成27年度予定
持続的な改善活動を行うため、当事者間の生の声による実効性ある改善を促進するべく、各ネットワーク単位でガス導管事業者・ガス小売事業者による会議体を創設。定例合同検討会や臨時個別検討会等を開催し、現状の取組の検証、課題の共有、改善策の検討等を行う。
- (キ) ガス導管事業者の託送業務遂行における中立性確保のため、行政が事業者の求めに応じて打ち合わせに参加する等の仕組みの創設：平成27年度予定
行政が、事業者の求めに応じて打ち合わせに参加する等、ガス導管事業者の業務遂行における適正性を確認する。
- (ク) 託送供給料金原価からの気化コストを除外：平成30年3月を待たず可能な限り早期に実施
気化コストと圧送コストの分離を早期に実施することにより、託送供給料金を低減する。

熱供給事業法関係

報告書における記載

(P45)

熱供給事業を営もうとする事業者に対し、経済産業大臣への登録を求めるとともに、熱供給の相手方の熱の需要に応ずるために必要と見込まれる熱供給施設が確保されない場合等、申請者が熱供給事業者としての適格性を備えてないと認められる場合、経済産業大臣がその登録を拒否する仕組みとすることが適当である。

改正後の熱供給事業法における規定

(事業の登録)

第三条 熱供給事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 熱供給施設に関する次に掲げる事項

イ ボイラー、冷凍設備その他の政令で定める設備にあつては、その設置の場所、種類及び能力

ロ 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内における水又は蒸気の温度及び圧力

四 他の者から熱供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気の供給を受ける場合にあつては、当該水又は蒸気の熱量に関する事項

五 熱供給の相手方の熱供給に対する需要に関する事項

六 事業開始の予定年月日

七 その他経済産業省令で定める事項

※改正後の熱供給事業法第二十八条の二第一項においては、経済産業大臣が熱供給事業の登録をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

改正後の熱供給事業法における規定

- 2 前項の申請書には、事業計画書、第六条第一項各号(第四号及び第五号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、熱供給事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

検討すべき論点

- ①登録申請書に記載すべき内容をどうするか。
- ②登録申請に当たっての添付書類をどうするか。

報告書における記載

(P47)

熱供給事業を営もうとする者に対しては、登録を求めることとし、その登録に際しては、熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な熱供給施設を確保できる見込みがないと認められる場合には、登録を拒否する仕組みとすることが適当である。

(P50)

規制の合理化により、様々な事業主体が熱供給事業に参入し、需要家の選択肢を拡大するような様々なサービスが提供されるようになることは望ましいと考えられる一方、ネットワークの効率性の観点からは、二重投資によって、熱供給を受ける需要家の利益を害することは望ましくない。

このため、熱供給事業者が既に導管を設置し、熱供給を行っている場所で、新たな事業者が熱供給事業への参入を希望する際には、需要家利益の保護の観点から、電気事業における考え方も参考としつつ(【参考Ⅱ－2】)、二重投資により、需要家利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、経済産業大臣が登録を拒否することが適当である。

改正後の熱供給事業法における規定

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして経済産業省令で定める基準に適合しない者

五 熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

検討すべき論点

①熱供給事業者が満たすべき経理的基礎及び技術的能力の内容をどうするか。

②第6条第1項第5号の具体的な判断基準をどうするか。

- また、改正後の熱供給事業法においては、需要家の利益を確保するため、以下のとおり、熱供給事業者がその供給力や需要を変更する場合には、原則として、経済産業大臣の変更登録を受けることを求めているところである。

改正後の熱供給事業法における規定

(変更登録等)

第七条 熱供給事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～5 (略)

※改正後の熱供給事業法第二十八条の二第一項においては、経済産業大臣が変更登録をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

検討すべき論点

①変更登録を受けることを要しない「軽微な変更」の範囲をどうするか。

報告書における記載

(P45)

熱供給事業は、需要家が一旦契約を締結した後に、突然、事業の休廃止があると需要家利益を著しく害するおそれがある。このため、熱供給事業者が、その事業を休止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ、その熱供給の相手方に対し、その旨を周知しなければならないこととすることが適当である。

改正後の熱供給事業法における規定

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第九条 (略)

2 (略)

3 熱供給事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その熱供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

検討すべき論点

①熱供給事業者が熱供給事業を休廃止しようとする場合において、需要家に対してその旨を周知すべき時期及び周知の方法をどうするか。

報告書における記載

(P46)

需要家保護の観点からは、熱供給を受けようとする者が当該熱供給に係る条件を十分に理解した上で契約することを担保する必要がある。このため、熱供給事業者に対し、熱供給契約を締結しようとする際に、料金その他の供給条件を書面により需要家に明確に説明すること、及び、契約締結後に、事業者の名称、契約年月日及び供給条件等を記載した書面を交付すること義務づけることが適当である。

改正後の熱供給事業法における規定①

(供給条件の説明等)

第十四条 熱供給事業者及び熱供給事業者が行う熱供給に関する契約（以下「熱供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「熱供給事業者等」という。）は、熱供給を受けようとする者（熱供給事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と熱供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該熱供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 熱供給事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、熱供給を受けようとする者に対し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて、経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。
この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

改正後の熱供給事業法における規定②

(書面の交付)

第十五条 熱供給事業者等は、熱供給を受けようとする者と熱供給契約を締結したとき（熱供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 熱供給事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

検討すべき論点

- ①熱供給事業者等が需要家に対して説明すべき事項をどうするか。
- ②熱供給事業者等が需要家に対して説明する際に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
- ③熱供給事業者等が需要家に対して説明する際の書面交付義務が免除される場合をどうするか。
- ④書面交付に代替する情報通信技術を用いた方法（インターネット等）の具体的内容をどうするか。
- ⑤熱供給事業者等が熱供給契約の締結後に交付する書面に記載すべき事項をどうするか。
- ⑥熱供給事業者等が熱供給契約の締結後の書面交付義務が免除される場合をどうするか。

報告書における記載

(P47)

熱供給事業者に対しては、その熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力の確保を義務づけるとともに、熱供給事業者が、必要な供給能力を確保していないため、需要家利益を害し、又は害するおそれがあると認められるときは、経済産業大臣が、供給能力の確保その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる仕組みとすることが適当である。

改正後の熱供給事業法における規定

(供給能力の確保)

第十三条 熱供給事業者は、正当な理由がある場合を除き、その熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、熱供給事業者がその熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、当該相手方の日常生活又は事業活動上の利便が害され、又は害されるおそれがあると認めるときは、熱供給事業者に対し、当該熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

検討すべき論点

- ①何をもって供給力確保義務が履行されていることとするか。
- ②どのような場合に供給力確保命令を発動することとするか。

報告書における記載

(P48)

需要家が、実質的に、熱供給事業者が提供するサービス以外のサービスを選択することが困難な状況にあることなどにより、熱供給事業者に規制なき独占が生じる懸念があるか否かを個別の供給区域ごとに判断の上、このような懸念のある供給区域については、小売料金規制の経過措置を設ける仕組みとすることが適当である。

(中略)

また、小売料金規制の経過措置が必要と判断される供給区域においては、熱供給事業者に対し、以下の措置を講ずることが適当である。

- ・当該供給区域内において、経済産業大臣の認可を受けた供給規程による供給義務を引き続き課す(料金値上げの場合は認可制、値下げの場合は届出制とする。)
- ・熱供給事業者に対しては、当該供給規程で定められた条件により供給を受けることを希望する需要家に対する供給義務を課す。
- ・需要家との合意があれば、当該供給規程によらない供給条件で供給を行うことも妨げない。(自由化メニューを妨げないが、最終的な供給保障は規制により担保する仕組みとする。)

改正法における規定

(みなし熱供給事業者の供給義務等)

附則第五十条 みなし熱供給事業者（地方公共団体を除く。以下同じ。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし熱供給事業者に係る旧熱供給事業法第四条第一項第二号の供給区域であって、当該供給区域内の熱供給（新熱供給事業法第二条第一項に規定する熱供給をいう。以下この項において同じ。）を受ける者が当該みなし熱供給事業者が行う熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難であることその他の事由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域」という。）に応ずる熱供給を保障するための熱供給（以下「指定旧供給区域熱供給」という。）を拒んではならない。

一～三 （略）

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3～6 （略）

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程)

附則第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～7 （略）

検討すべき論点

①経過措置料金規制が課される事業者の指定基準・指定解除基準をどうするか。

※この論点については、先般の法案審議において質問があったところ。

報告書における記載

(P50)

熱供給システム改革の実施に当たっては、制度の詳細設計の議論、経過措置対象事業者の指定、事業者による自由化メニューの策定や需要家への周知期間が必要となることを踏まえれば、概ね半年強の準備期間が必要と考えられる。また、前述のとおり、ガスシステム改革における小売全面自由化については、平成29年を目途に実施することが適当と整理したが、熱供給システム改革は、ガスシステム改革とは異なり、事業類型の見直しやネットワーク規制を行わないため、託送約款の準備や託送制度を利用する他の事業者等への周知期間等が不要である。さらに、電力システム改革における小売全面自由化は、平成28年を目途に実施する予定とされており、既に準備が進められているところである。

以上を踏まえ、熱供給システム改革は、半年強の準備期間を想定し、平成28年を目途に実施することとし、併せて、需要家保護等に万全を期すため、電気事業及び都市ガス事業と同様に、規制組織の独立性と専門性の向上(新たな規制組織への移行)を図ることが適当である。

改正法における規定

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～二 (略)

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条第六項、第二十八条第五項、第三十五条、第三十六条(附則第十八条第一項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十六条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条(第五項を除く。)、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条(第四項を除く。)、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、附則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第百三号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四～八 (略)

検討すべき論点

①改正熱供給事業法の施行期日をどうするか。